

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第3回津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会
2 開催日時	令和3年5月31日(月) 午前10時00分から午前12時00分まで
3 開催場所	津市役所 4階 庁議室
4 出席した者の氏名	(津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員) 三重県臨床心理士会 顧問 仲 律子 (公社)みえ犯罪被害者総合支援センター 専務理事 兼 事務局長 黒宮 勇一郎 三重弁護士会 弁護士 田中 三貴 津地方検察庁 総括捜査官 谷口 彰敏 津警察署 警務官 警務課長 駒倉 正己 津南警察署 警務官 警務課長 谷口 峰生 公募委員 宮川 鎮雄 (事務局) 市民部長 武川 明広 市民交流課長 落合 勝利 市民交流課主幹 山川 晶子 市民交流課主事 吉藤 彰
5 内容	(1) あいさつ (2) 津市における犯罪被害者等支援条例の制定に向けて (3) 犯罪被害者等への具体的支援施策について (4) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	なし
8 担当	市民部市民交流課管理担当 電話番号 059-229-3252 E-mail 229-3252@city.tsu.lg.jp

議事の内容 下記のとおり

第3回津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会

10:00
事務局

<開 会>

それでは、定刻となりましたので、第3回津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会を開催いたします。

まず、事項書1のあいさつについて、市民部長の武川より、ご挨拶申し上げます。

市民部長

皆さんおはようございます。市民部長の武川です。

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

前回の会議、私は議会からの委員会出席の要請がありまして、急慮欠席させていただき、誠に申し訳ありませんでした。

私は不在でしたが、前回の会議の内容はしっかりと確認をしています。

まずは、条例が必要だということで、条例化の方向性をご確認いただいて、それとともにどのような支援策が必要なのかについての具体的なご提案やご意見を頂戴いたしました。

前回の内容を受けまして、われわれとしては、他市の状況などを調べつつ、その必要性を検討しているわけですが、条例作成そのものはそれほど難しいことではないのです。本当に難しいのは、予算の確保です。頂戴したご提案やご意見を具体化していくには、先立つものが必要になるわけでありまして、そのためには予算の確保が何より大切だと考えています。

具体的には、財政課にこの予算を付けてくれとお願いをしていくわけですが、それにはこれらの支援策や施策がいかにかに必要か、これらを実施することによって、どのような効果があるのか、そういう説明をしていく必要があります。

われわれとしても、折角委員の皆さんから、よいご提案をいただいているので、それらをしっかりと実現させていきたいと思っております。このようなことで、本日の会議は、前回頂戴した支援等の内容を振り返っていただき、皆さんから、その必要性や効果等について、ご意見やご教示などをいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

このたびの人事異動等に伴い、本日の委員会から初めて出席いただきます委員の方がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

津警察署 警務官（警務課長） 駒倉 正己 様

津南警察署 警務官（警務課長） 谷口 峰生 様

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター

専務理事 兼 事務局長 黒宮 勇一郎 様

黒宮委員におかれましては、前任でありました細川委員の副会長の職についてもお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、人事異動により令和3年4月から、事務局も新しく担当が変わりましたのでご紹介します。

<p>仲会長</p>	<p>市民交流課長 落合でございます。</p> <p>市民交流課 管理担当主幹 山川でございます。</p> <p>以上、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>また、本日の委員会におきましては、委員であります古谷様、三好様、國分様の3名がご欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>なお、当委員会は10名の委員で構成されておりますが、本日は7名の出席をいただいておりますので、津市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例第12条第2項に定める本会議の開会に必要な委員数に達していることをご報告いたします。</p> <p>また、本会議は、津市情報公開条例第23条の規定に基づいて公開し、傍聴席を設けております。議事録につきましては、ホームページで公開させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願い致します。</p> <p>なお、本日は傍聴希望者がいませんので、このまま会議を続けさせていただきます。</p> <p>ここで、本日の資料の確認をしたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事項書 ・ 席次表 ・ 【資料1】 津市犯罪被害者等支援条例の制定に向けて ・ 【資料2】 津市における犯罪被害者等支援条例及び支援策の骨子（案） ・ 【資料3】 犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会での具体的支援策について ・ 【資料4】 犯罪被害者等支援における各市町の具体的支援について ・ 犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会進め方（案） ・ 参考として、 <p>四日市市、鈴鹿市等の犯罪被害者等支援条例及び支援策についてのチラシでございます。資料がお手元にない方につきましては、ご準備させていただきますので、お申し出ください。</p> <p>それでは、これより先の議事進行は会長にお願いしたいと思います。</p> <p>仲会長、よろしく願いいたします。</p> <p>おはようございます。お忙しいところご出席いただきありがとうございます。</p> <p>本日は、第3回推進委員会ということで、事項書をご覧いただきたいと思っております。まず、1点目は、津市における犯罪被害者等支援条例の制定に向けてということで、部長からも条例化をしていくという話がありましたが、その条例の制定に向けてどのようにして考えていくのかというところが1点目になります。</p> <p>2点目は、犯罪被害者等への具体的支援施策についてということで、実</p>
------------	--

際にこれまでの当委員会の議事録を確認していただき、委員から出された支援策の意見をまとめていただいております。その実効性であったり、本当に必要なのかどうかというところを皆さんで議論していただくことが、今回のテーマになってきますので、いろいろとご意見をいただきたいと思っております。

それでは、事項書2の「津市における犯罪被害者等支援条例の制定に向けて」を事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、事項書2の「津市における犯罪被害者等支援条例の制定に向けて」をご説明いたします。

まず、前回の第2回委員会の内容としましては、条例を定めることによる効果について説明させていただき、委員の皆様の見解として、津市でも条例化の方向で進めていくことを確認していただきました。

そして今回の委員会では、条例及び支援施策のイメージをつかんでいただくため、前回の審議内容を踏まえて、議論をさらに深化させる場にしていただければと考えております。

また、委員の皆様からは、最終的には報告書としてご提案いただきますので、本日はそのあたりのことも意識してご審議いただければと考えております。そして、この報告書をもとに、市側が条例等を具体的に制定してまいりますので、本日は条例制定に向けて骨子（案）を見ていただき、次の事項書にあります具体的な支援施策も含め、ご審議いただきたいと思っております。

お配りしました資料1「津市犯罪者等支援条例の制定に向けて」をご覧ください。条例制定に向けて前回のご意見を踏まえ、ワンペーパーでまとめたものになります。さまざまなご意見をいただきました内容を記載し、それらの具体的な支援例を挙げさせていただき、最終的には津市としてどのように選定していくのかを考えていくこととなります。ここまでは、前回の振り返りの部分としてご確認いただければと思っております。

次に資料2「津市における犯罪被害者等支援条例及び支援策の骨子（案）」をご覧ください。先程の資料をもとにして条例としてどういった体裁になるかをイメージしていただけるよう作成したものであり、前回の委員会にも資料として骨子（案）をご提示させていただきましたが、この資料の3ページ、8から10の項目にあるように、具体的な支援策について追記しております。

なお、この8から10の見方としては、枠内は条例とは別に規則等で定める部分ということで考えています。

以上、説明を終わりますので、ご審議をよろしくをお願いします。

仲会長

ありがとうございました。事務局の説明について、何か質問はございませんか。

新しい委員さん3名入ってみえますので、今までの流れがよく分からないところもあるかもしれませんが。

まず、資料1の「津市犯罪被害者等支援条例の制定に向けて」ですが、当委員会では、これまで2回会議をし、様々な議論をしていただきました。その中で、条例の制度化に向けて進めていきたいと思いますということで、これから条例の制定に向けて取り組んでいくわけですが、これまで犯罪被害者等に対する支援内容について、どのような支援が必要なのか委員会の中で話し合いをしてきました。その時には、被害者や遺族の立場と気持ちを理解し、相手に寄り添うことを一番に考えた支援策を検討していこうと、市長さんからもご依頼がございましたので、そこを検討していきたいと思えます。

また、現在、続々と県内の市町が、条例を制定してきておまして、それぞれの市町の条例を鑑みながら津市としての独自性のある支援策を考えていきたいと思いますという話もしてきました。市町で委員会を立ち上げて取り組んでいるのは津市さんだけですので、やっぱり委員会が立ち上がって、やっぱり津市さんの条例は違うなど、そういう説得力のあるところも必要となりますので、できれば、津市としての独自性のある支援策というものを委員会で、報告書として提案していきたいと思っております。

資料左側の「各委員からの主な意見」というところに7つ上がっています。これは会議の中から上がってきました意見としまして、「生活費等の支援」「精神科等の医療費支援」「外国人の通訳支援」「転居及び居住関係の支援」「心のケア、精神的ケアの充実」「専門職員の配置」「支援従事者に対する支援」というのが、会議の中で上がってきました主な意見です。これが、条文項目にどのように反映していくのかというところを考えると、上の3つが、経済的負担の軽減等、日常生活の支援というところに落とし込まれていきます。

それから「転居及び居住関係の支援」が居住の安定に、「心のケア、精神的ケアの充実」については、精神的被害からの回復に向けた支援に、「専門職員の配置」と「支援従事者に対する支援」については、人材の育成というところの条文項目に落とし込まれていくわけですが、こういう形で、どういう施策をするのかによって、条文は少し変わってくるところがあります。

ですので、皆さまから上げていただく施策が、そのまま条文として、文章化されて形となりますので、まず、具体的な施策をどうしていくかという検討を細かくしていく必要があると思えます。【具体の支援例】として、資料の右側に上がっていますが、このあたりの具体的な支援策を今日は検討していくこととなります。私たちが、具体的な支援策を上げさせていただき、そのあとで津市として支援施策をどうするのか、予算が付くのかどうかというところの選定を行っていくという流れになっています。

ここまでで、何かご質問はありますか。田中先生、言ったけど反映されてないとかありますか。

田中委員	大丈夫だと思います。
仲会長	宮川さんいかがですか。
宮川委員	今のところ大丈夫です。
仲会長	谷口（彰敏）委員、どうですか。
谷口（彰敏）委員	このような感じであったと思います。
仲会長	新しい委員さんにもお聞きしたいのですが、こんなのがあったらいいというご意見はございますか。ご自身のご経験から、こういうのが必要であるとか、ご意見があればお願いします。 谷口（峰生）委員いかがでしょうか。
谷口（峰生）委員	特にありません。
仲会長	駒倉委員いかがでしょうか。
駒倉委員	特にありません。
仲会長	黒宮副会長、どうでしょうか。
黒宮副会長	配っていただいた資料2の3ページですが、「8 経済的負担の軽減について」の具体の支援例(1)遺族支援金(2)重傷病支援金とありますが、これは別の項目で、県の条例のように精神療養見舞金と3つの支援金がありますが、これと同じようなものと考えてよろしいでしょうか。
事務局	はい、今のところ市としても同じように考えております。
黒宮副会長	基本的には、同じような仕組みということですね。わかりました。
仲会長	他にございませんか。 先ほど、黒宮副会長からもありましたが、皆さまからの主なご意見で、具体的な支援例ということで、遺族支援金であったりとか、治療費の支援で、精神療養見舞金というのがありますが、県も同じような支援制度があ

	<p>りますので、それと同じような内容のものを考えてみえるかどうかというところも、どれくらいの金額で必要なのかどうか、そういう精査も必要なのかと考えます。</p> <p>それから、前は警察の方と社会福祉協議会の方から、外国人の通訳支援というのが、必要なのではないかとということで、通訳の派遣支援というのも上がっていました。やはり、日常生活の中で家事がなかなか困難になるという話もございましたので、家事援助費用等の支援というのがあります。それから居住の安定ということで、転居費用等の支援、これは四日市さんがやられておりますが、転居費用や家賃補助の支援例があります。あとは、臨床心理士等の派遣支援があったり、犯罪被害者等支援窓口の充実ということで、津市さんにも総合支援窓口はすでに設置されていますので、その窓口の充実ということです。</p> <p>それから、各課及び関係機関との連携強化や、研修等による職員の専門知識の向上などが具体的支援例として、今回上がってきているというところ。ここまで、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次に資料2ですが、津市における犯罪被害者等支援条例及び支援策の骨子（案）ということで、この骨子というのは、具体的に条例に落とし込む形になりますので、具体的な施策に入る前に、骨子について、ご意見をいただきたいと思えます。この骨子（案）は、県であったり、他の市町の状況を参考に抜き書きされているものだと理解しておりますが、まず、1ページ目を見ていただき、目的、定義、基本理念について、委員の皆さまの中で、こういうのを入れたほうがいいのではないかなど、ご意見がありましたら、お聞きしたいと思います。</p> <p>弁護士のお立場で田中委員どうですか。</p>
田中委員	<p>定義の項目について、条文ができた時に、説明しなくてはいけない文言が出てくると思えますので、現時点において、この8項目で足りるのかどうかについては、留保したいところもあります。</p>
仲会長	<p>谷口（彰敏）委員、どうですか。</p>
谷口（彰敏）委員	<p>定義とかは、他の市町でも同じ定義がありますので、それに倣っていいのではないかと思います。</p>
仲会長	<p>津警察署の駒倉委員いかがですか。</p>
駒倉委員	<p>基本理念など、他の条例も参考にしながら、考えていただければと思えます。</p>
仲会長	<p>津南警察署の谷口委員お願いします。</p>

谷口（峰生）委員	今のところ、大丈夫です。
仲会長	黒宮副会長、ご意見はございませんか。
黒宮副会長	事務局にお尋ねしますが、基本理念で特に訴えたいこととか、津市として強調して考えたところがありましたら、お聞かせいただきたいと思いません。
市民部長	<p>それについては、本日の冒頭、会長からもご紹介がありましたように、市長が、実際に犯罪被害者の方のお話を聞かれまして、強く思ったこととありますが、相手さまにしっかり寄り添うこと、どうしても役所というのは、お客さんと受ける側という立場になってしまいます。犯罪被害者の方が、市役所に来たときに、いくつかの窓口を回って、手続きをしなくてはならないと、それは、犯罪被害者の方の精神状態からしますといかに大変なことなのかということ強く思ったということです。ですので、しっかりと相手に寄り添うと、そういうことを一番大事にこの事業を進めてくださいと、言われています。</p> <p>大きくは、他の市町とそれほど変わるところはないと思うのですが、実際、その理念にその言葉がしっかり入っているかは分かりませんが、そういうところもしっかりとやっていきたいことで、一番大きなことだと考えております。</p> <p>今、お示ししております条例の骨子（案）とありますが、今、他市を参考にしているわけですので、具体的に今申し上げたこととか、津市の条例制定のルールみたいなものがあり、法務室という部署がありますので、そういうところと相談しながら、先ほど申し上げたことも含めて、書き込んでいくことになると思います。</p>
黒宮副会長	ありがとうございます。そのとおりにやっていただければ、いいのかなと思います。今は、箇条書きになっていますが、条例に作られるときには、文章として表現されることになると思いますが、そういうところも考えて書き込んでいただければ、分かりやすくなると思いますので、よろしくお願いたします。
仲会長	<p>条文については、法務室ともご確認いただければと思います。</p> <p>それでは、いくつかご検討いただきたい箇所がありますので、お願いしたいと思います。</p> <p>まず、1の「目的について」ですが、基本的には、犯罪被害者等の権利を守るということが、前提になりますので、犯罪被害者の権利・利益の保護</p>

という文言が入るのであれば、ぜひ検討していただきたい。

2の「定義について」ですが、田中委員が発言されたように、条文によってどのような定義が必要になるかが変わってくると思いますが、津市の条例ですので、市民の定義は必要と思います。在住、在勤、在学、事業者について本社があるのかどうか、というところの定義は必要かと思います。

3の「基本理念について」ですが、(4)のところで、「犯罪被害者等の状況等に応じて、再び平穏な生活を取り戻すために必要な支援を適切に途切れることなく推進する。」としていただきたい。この「再び平穏な生活を取り戻すために必要な支援を」という言葉は、他市でも取り入れていますので、ぜひご検討していただきたい。

それから、載ってはいませんが、再び平穏な生活を取り戻した後、二次被害・再被害が起きる可能性があります。再被害については繰り返し起こる犯罪があります。元々の犯罪以降、続いていくということがあります。定義について再被害という文言を入れていただいていますので、「再び平穏な生活を取り戻したあと、二次被害及び再被害を防止し、軽減するために必要な支援を適切かつ継続的に推進する、実施する」という文言を入れていただくことも検討していただきたい。この条文を入れていただければマックスになるかと思います。

次に、4の「市の責務」、5の「市民の責務」、6の「事業者の責務について」ですが、これらについては基本理念にのっとり、と書かれていますので、特にこのあたりは、問題はないかなと思っています。

7の「相談及び情報の提供等について」ですが、必要な情報を提供する、関係機関等との連絡調整を図るということを前提にしています。

次に、8番目以降が、先ほどの資料1にありますように、具体的な支援策に落とし込まれるところになります。

8の「経済的負担の軽減について」では、具体的な施策としては、遺族支援金、重傷病支援金。

9の「日常生活の支援について」では、家事援助に要する費用支援。

10の「居住の安定について」では、転居するために要する費用の支援。

11の「精神的被害からの回復に向けた支援について」では、カウンセリング（臨床心理士）等の派遣支援。

12の「学校における教育の促進について」は、これは県の条例にも入っていますので、上げていただいていると思います。

13の「民間支援団体に対する支援について」

14の「広報及び啓発について」

15の「人材の育成について」というところですが、これも資料1のところの右下で、犯罪被害者等支援窓口（ワンストップ窓口）の充実、各課及び関係機関との連携強化、研修等による職員の専門知識の向上というのが、この具体的な施策に入ってくるのかと思います。

ここまでで、骨子（案）見ていただき、具体的な施策に落とし込まれる

田中委員	<p>具体策について、また中身について、意見、ご質問はございませんか。</p> <p>8の「経済的負担の軽減について」の具体の支援例の重傷病支援金について、重傷病の方だけが苦しんでいるわけではないかと思しますので、もう少し範囲を広げてはどうかと思います。どこまで広げるか予算の関係もあると思いますが、例えば資料4で、ほとんどの市町が精神療養見舞金2万5千円とありますし、重傷病だけに限定するのは少し疑問に思います。</p>
市民部長	<p>今、資料4の話がでましたが、事項書の3につきましては、次の項でいろいろな具体の施策について説明させていただこうかと考えておりましたが、よろしければ、併せて進めていただければと思います。</p>
仲会長	<p>それでは、事項書の3に進めていってください。</p>
事務局	<p>それでは、事項書3の「犯罪被害者等への具体的支援施策について」ご説明いたします。</p> <p>先程ご覧いただきました資料2「津市における犯罪被害者等支援条例及び支援策の骨子（案）」をご覧いただきながら、この骨子（案）に対してこういうのが足りない、こういうのをつけたほうがよいとかあれば、ご教示いただきたいと思います。主なものは、次の資料3「犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会での具体的支援について」にまとめましたので、こちらをあわせてご覧ください。</p> <p>それから、前回の推進委員会では、三重県をはじめ、県下市町で見舞金などの経済的支援制度を設けていること、さらには生活支援または居住支援として家事援助や転居費用などの給付を行っている市町があることをご説明したうえで、各委員の皆さまからご意見・ご提案をいただきました。</p> <p>また、資料4「犯罪被害者等支援における各市町の具体的支援について」をご覧ください。令和3年4月1日に制定された市町がいくつかあることから、前回ご説明した各市町の支援策とともに表にまとめてみましたので、参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>経済的支援、生活支援 居住支援とございますが、どの市町も金額等の詳細については規則等で定めており、条例にはあくまでも概要のみの記載となっていることが多いのが現状です。</p> <p>事項書2の時にもご説明いたしましたが、具体的な支援施策について、津市としてどう取り組んでいくのか、条例にどう明記するのかを踏まえ、選定する必要性や効果を検討しながら前回の委員会でのご意見をさらにご審議していただきたいと思います。</p>
仲会長	<p>ありがとうございました。骨子のところだけ3点、ご検討いただきたいところがあるので、それを私から説明します。</p>

	<p>3つご検討いただきたいのは、2次被害及び再被害の防止について、というところですけど、どのようにして津市で取り組んでいかれるのか、というところをご検討いただきたい。</p> <p>それから、雇用の安定について、被害に遭ってなかなかお仕事が続けられないということもあるので、津市としてどのように考えるのかというところ。</p> <p>それから、津市内で犯罪が起きたとき、津市以外の方が被害者もしくはご遺族になることがあるわけですが、そうすると発生場所が津市の場合、津市と市外もしくは県外の被害者と連携を取る場合もあります。そのとき、市民以外の犯罪被害者への支援というものが、津市として行われるのか。そういったケースもあるので、そのあたりをご検討いただければと思います。</p>
仲会長	<p>それでは、具体的支援策について、資料3に沿って進めていきます。</p> <p>先ほど、田中先生からご提案があったとおり、なぜ重傷病だけなの、というご質問ですけど、事務局どうですか。</p>
市民部長	<p>今、先生からご指摘のあった、市民以外の方の取り扱いについてもそうですけども、今の私どものスタンスとして、市の条例というのは、三重県条例があるので、基本的にはそれを補完する形であるべきだと思っているので、その定義についても県の定義に近い、ほぼほぼ同じ形でいこうかなと思っています。</p> <p>資料4を見ていただくと、経済的支援のなかで、だいたい金額も揃っているんです。ですから、県条例に上乘せする形でこういうメニューがある。経済的な支援、給付的な支援については、私はその程度が適当なのかなと。あまり市町によってバラつきがあるのもどうなのかなと思うので、今はそのように考えています。生活支援とか居住支援、こちらは我々の考え方を落とし込みなら、このあたりを強化していくのかなと考えております。</p>
仲会長	<p>田中先生どうですか。</p>
田中委員	<p>そういったことは十分承知しておりますので、現実的には難しいというのわかります。</p>
市民部長	<p>ただ、ご意見としては是非、そういうことも含めて、お尋ねいただければと思います。</p>
仲会長	<p>もっと広げたほうがいいというご意見も、どうぞ出してもらったら。</p>
田中委員	<p>やっぱり重傷者だけが苦しいわけではないと思うので。</p>

仲会長	その辺、支援している支援センターとしてはどうですか。
黒宮副会長	<p>確かにおっしゃるように、受けた身体の傷で判断されるもんじゃないと思います。ただ、行政としてどこかでボーダーを作っておかないと、予算の執行面や、場合によっては議会への説明等も難しいというのは私としても十分わかります。わかりますが、ひとつのお願いとして、津市独自の条例として、なにかひとつ知恵を出していただけると、一步でも広げられるようなことがあれば、津市さすがだな、すごいなというふうには、思われるのかなと思いますが、正直やはり、行政側としてはなかなかどこまで広げるのかというのは今すぐ結果が出るものではないと思いますので、私としては、継続して何かいい方法はないか考えていただければなとお願いをいたします。</p>
仲会長	駒倉委員どうですか。経済的支援というところについて。
駒倉委員	<p>県と市でそれぞれ経済的にあると思うんですけど、やっぱりその重傷病の見舞金というのは、具体的にはお見舞いのお金であって、例えば、性犯罪被害の諸々の検診とか、診断料とかはとくには含まれてない？</p>
仲会長	含まれてないです。
駒倉委員	<p>警察でもそのような支援はあるので、それで補えるので、いいかなとは思いますが、事細かな支援は適宜変えていく必要があるのかなと思います。いろんな他の自治体であったり、ほかの団体であったりの支援策があれば、もうちょっと検討できるのかなとは思いますが、</p> <p>例えば、マスコミが被害者の自宅に押しかけたときの居住の支援とかですね。話が横に逸れてしまうんですけども、そのような二次被害の議論の中に、そのマスコミの関係であったり、居住の一時待機場所なども検討していただければと思います。</p>
仲会長	<p>ありがとうございます。マスコミから離れるための居住の支援ですけども、一応、県警で、三日ずつ延長していくようなものがありますね。それがその何回延長するかというのは各都道府県によって違うんですけど、それが使えなくなってきたときに、公営住宅とか、津市がそれを設定されるのかはまだ分かりませんが、三重県でも県営住宅があったりしますので、県内で事件が発生したとして、この時にはこの支援で、この時にはこの支援が使えるなというところで、手薄になっているところを津市が補完するという形になるのかな、というふうには思っています。</p> <p>そういう意味では、ハウスクリーニングも県警で7万円まででしたかね、</p>

	<p>出ます。それを補完する形で松阪市はハウスクリーニング支援制度を入れているんですけども、市町としてどういう所に力を入れていきたいかということによって、県から出るけれども、さらに津市から上乘せして支援しましょうという考え方になっていくと思います。</p> <p>ただ、見舞金というのは、可及的速やかに、お金が必要な被害者やご遺族の方にお支払いをするということが目的で、犯罪被害者の給付金というのは早くて5ヶ月、長くて1年くらいかかるんです。なので、その5ヶ月とか1年とか待てないので、知事からも、なるべく早く出せるように、申請してから2週間くらいですかね、それくらいで県が出してくれているんです。それに上乘せする形で、市町さんが見舞い支援金を出してくれているという状況で、三重県は非常に手厚いというように言われています。</p> <p>確かに重傷病だけってというのはやっぱりどうかな、というのはあるんですけども、犯罪被害者給付金の条件にほとんど全て合わせてあるという状況でなかなか判断が難しいというのがありますし、警察への被害届を出しているか、どういう状況を照会してお支払いしていますので、それが被害なのかを判定するのが非常に難しい作業にはなります。それもあって犯罪被害者給付金に合わせているという形なんですよね。精神療養というのは独特というか、県で制定してもらったんですけども、本来であれば精神療養というのも重傷病に入る場合もありますよね。</p>
黒宮副会長	あるでしょうね。
仲会長	<p>だけどその精神療養で、本当にその被害に遭ったからなのかっていうのは判断が難しいので、金額を下げて設定をしたというという経緯が県にはあります。</p> <p>アメリカとかだと、自宅で事件が起きて家具が壊れたとかも全て州が補償してくれるのです。日本ではそういうところまでは難しいので、犯罪被害者給付金に沿っているのかなと思います。</p> <p>谷口捜査官いかがですか。</p>
谷口（彰敏）委員	はい。精神療養の支援金ですが、県は特定の犯罪行為、故意の犯罪行為に限っているようなんですけども、これ全部の犯罪被害者ということなら、故意じゃなくても過失も含めて全ての犯罪行為を対象にできないかなとは思っています。
仲会長	精神療養は故意だけでなくすべての犯罪行為を対象に、ということですね。事務局どうですか。
市民部長	ここで決めることではないので、ご意見として承ります。そういう場だ

	<p>と心得ています。ただですね、今のようなご意見をいただく場合に、今の範囲が例えば1ヶ月、入院3日という縛りで重傷病なりが決まっているのであれば、それをもう少し縮めないとか、こういう人たちが救えないとか、こういう状況が実際に起こっているから、こうしてほしいという事例をいただくと、最初に申し上げたとおり、我々が予算を取っていくときに、なぜそれが要るのか、という話になってくるので、そういうときに非常に心強いので参考事例があれば大変ありがたいと思います。今日じゃなくても、次回で結構です。</p>
仲会長	<p>今お話ができるのであればしていただいても良いですし、また次回もありますので、私からまた事例を話させていただいてもいいです。</p> <p>津南署の谷口委員はいかがですか。</p>
谷口（峰生）委員	<p>この経済的支援を見たら、桑名市が遺児支援金ということで上げられています。これは遺族に当たる場合も遺児に含まれてと考えられますが、その点、津市の場合はどうにお考えでしょうか。</p>
仲会長	<p>もう少し他の市町と違うような形で経済的支援をしていけたらというご提案ですか。</p>
谷口（峰生）委員	<p>そうですね。やはり桑名だけがポンと特出しされているので目にとまってしまい、逆になぜ遺児にしたのかなと思いました。</p>
仲会長	<p>基本のご遺族が1人いようが2人いようが、一世帯という限定にはなっていますので、それが、遺児に限定されているだけなのかなと思います。</p> <p>確かに桑名市だけ変わっていますね。</p>
谷口（峰生）委員	<p>なぜ遺児にしたのかなと思っただけで、あとは特にございません。</p>
仲会長	<p>あと基本的には他の市町と同じように、遺族支援金30万円、重傷病支援金10万円、精神療養支援金2万5千円はできれば維持してもらえればなと思います。</p> <p>これ以外になにかご意見ありますか。基本的には経済的に困られるということがありますので、この県の60万円とか市町の30万円とかで十分な額とは全く言えないですが、それぞれの財政的なものも考えると、これが日本の現状かなというところがありますので、これらの金額で検討いただければいいのかなと思います。それは皆さんよろしいですか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>

仲会長	<p>では、支援を広げるか、という点についてはエビデンスを出せる部分は出して、広げられそうであるかを次回の委員会で検討できればなと思います。</p> <p>次に生活支援です。家事援助、それから一時保育なんですけれども、これの必要性や効果について何かご意見ありますか。センターとして副会長どうですか。</p>
黒宮副会長	<p>そうですね。なかなかこの家事援助についても文言にしにくいところがあるんですよ。困っている方によって状況が違いますので、例えば一つの例をとれば、買い物ですね。精神的に困っている方は買い物にも行けない。家から出たくない。ではそれは行かせていただきましょう。でも回復してきて、買い物は自分で行けるのならそこまでの支援が必要なのかと。要するに、言葉として表しにくいので、いい文言をですね。もしくは二つに分けるとかですね。こういう場合はこうだけど、こういう場合はこうだとか、対象によって分けるということですね。どれがいいと言われると今すぐには言えないんですけども。必要でしたら私も事例を探ってきて、この委員会でもご相談させていただけたらなと。ちょっと時間を下さい。</p>
仲会長	<p>なかなか、必要性やエビデンスまでお示しするのは難しいと思います。田中先生どうですか。</p>
田中委員	<p>数日間家から出られないとき、じゃあ食事どうするのというところで、家事援助にするのか、松阪市にあるように配食サービスにするのか、というのがあと思うんですけど、家から出ること自体が怖いということがあるので、そのあたりは必要かなと思います。</p> <p>あと、気になっているのが、桑名市の真相究明費30万円というのは何なんでしょう。</p>
市民部長	<p>これはですね、実際どうだったのかというのを追及していくのにお金があるので、被疑者の情報提供を求めるのにチラシなんかを作るといったものです。ですので、ゆくゆくは裁判になるのかもわかりませんが、独自で調査をするための費用に対する補助ということです。</p>
田中委員	<p>ありがとうございます。</p>
仲会長	<p>おそらく犯人が捕まらないときに、懸賞金を付けますよね。それをイメージしてると思います。</p> <p>津南署の谷口委員どうですか。生活支援のほうで。</p>

谷口（峰生）委員	<p>今のお話しでしたら、この桑名の真相究明費も生活支援になると思いますし、この生活支援は犯罪に遭われた方には必要だと思うので、やはり設けていただくべきではないかと私は考えております。</p>
仲会長	<p>基本的に四日市はホームヘルパー派遣という形で、もし家事援助が必要な人にはヘルパーを派遣する費用を補助するっていう制度設計だったと思います。買い物に行けないとか、食事を作ったり家事もできないとなってしまうので、日常生活がなかなか回らないというのがほとんどの被害者の方が仰られることです。最初は犯罪被害者支援室だとかセンターがお手伝いすることが多いんですけども、やはり基礎自治体である市が支援していただくことが必要だろうというところで、家事援助は四日市で設定されたということですね。</p> <p>松阪市は給食センターと契約をして、そこから配食をお願いしているということなので、どちらにしても家から出られない、家事ができない場合や、小さいお子さんの送り迎えができない、高齢者の方がいて介護が十分にできないとか、様々な今までやっていた家事ができないことがあると思いますので、それを補うという形の家事援助ですけど、本当に寄り添っていかないと困っている内容が分からないという現状があるんです。</p> <p>四日市も令和2年度、家事援助の支出はないんです。四日市が令和2年度に支出しているのは重傷病が10万円、転居が16万7千5百円、家賃が11万4千円という支出をしていますが、家事援助はないんです。だから家事援助をしようと思うと、本当にその支援に入っていないと、どういう家事の支援をしないといけないのか、実態が分かっているとお金出せないんですよね。だから、本当に寄り添いますということであれば、そのご家庭の中に入って行って、本当のお困りごとを拾い上げて、支出までつながれば、本当に津市さん寄り添っていますね、という証明にはなりますよね。だから、もしその寄り添うというのを重点的にやるのであれば、そこに力を入れていかれるのも一つかなと思います。一番必要なところではあります。それはどの被害者の方もいわれるので、これは是非入れていただければと思います。</p> <p>四日市市みたいな家事援助、一時保育費用という形にするのか、配色サービスみたいな形にするのかということですね。または、市営住宅にするのか、転居費用の補助にするのか。どういう制度設計にするのかは津市の市営住宅の現状にもよるのかなと思いますが。一時避難で市営住宅を使ったときに、市営住宅から、もう一つの市営住宅へ移るっていうのが、公営住宅法というのか、法律上禁止されているので、その法律の壁をとれるのかということもあって、いろんなところを精査してもらわないと、ちょっと難しいところがあるのかなと思います。</p> <p>生活支援については必要だなということで、よろしいですかね。</p>

委員一同	(異議なし)
仲会長	では外国人への支援ということで、通訳ですね。これを必要だと仰った委員が今日2人ともいらっしゃらないので、通訳についてなにか、外国人への支援でお困りになったとかっていうのはありますか。警察ではどうですか、外国人の方について。
駒倉委員	今年の初めにベトナム人が被害にあった際に、ベトナム語の通訳員の確保に非常に苦勞しまして、検事が用意する通訳官と我々が用意する通訳官が互いに被っていたり、通訳官が非常に少ない状況でして、お金の関係も1時間あたり非常に高いので、通訳員の支援というのはどれくらいを考えておるのかなと思います。
仲会長	検事の話がでましたけど、検察庁ではどうですか。
谷口(彰敏)委員	はい。通訳員の確保は非常に難しいです。あと、通訳料も非常に高かった覚えもあります。
仲会長	おいくらですか。
谷口(彰敏)委員	ちょっと即答はできません。
田中委員	国選弁護で、弁護のほうなので少し違うと思うんですけど、通訳をお願いしたときに、1時間に1万いくらか。法テラスの基準にはなってるんですけど、たしか30分でも8千円くらい、そこから10分ごとにまたいくらか、というような形だったと思います。
仲会長	医療通訳は1時間3千円だったと思います。
事務局	個人さんが頼まれる場合と行政機関が頼む場合とで通訳単価が違ったりするんでしょうか。
田中委員	あくまでも法テラスの国選弁護にかかる通訳料の基準なので、1時間くらいで1万円を超えた記憶があります。
仲会長	そうですか。今、三重県国際交流財団と医療通訳とかの要請を一緒に検討していますが、1時間3千円で設定をしていますので、それくらいかなという印象です。

田中委員	法定通訳とで違うというのもあるかもしれません。
仲会長	被害者の方も技能実習生だったりするので、そのときは三重県国際交流財団にお願いをして、通訳者の派遣をしてもらったりという形で対応をしていますが、やっぱりその通訳のお金を誰が払うのということになると、センターでも設定がないですね。
黒宮副会長	はい。
仲会長	なので、被害者負担になります。そうなったときに友達とか連れてくる場合があります。全然通じないんですよ。守秘義務だとか、倫理的なことや人権への配慮とかを考えると、友達だとちょっと困るんですね。なので、通訳者への謝金を支払っていただけるのは非常にありがたいです。私も外国人のカウンセリングに入ることがありますけれども、やさしい日本語でカウンセリングしても相手の日本語力によるので四苦八苦しています。なので、盛り込んでいただけると非常にありがたいと思います。津南署の谷口委員はどうですか。
谷口（峰生）委員	やはり、皆さん仰られているとおり、通訳人の確保は非常に難しいところですが、話を聞いて支援をしていくとなればと言葉が分からないと何もできないので、是非とも行っていただきたいと思います。
仲会長	市で通訳の方を雇っているところもあるんですけども、やっぱり行政機関内だけ、というような制限がありまして、被害者の方は病院も行かれるし、警察も裁判もあるし、行政機関内では収まらないので。他の市町でやっていませんから、是非とも目玉として、どうかなあとと思います。
黒宮副会長	その件に関してなかなか人材的なものが難しい場合には、例えば一つの例なんですけど、翻訳アプリというものもかなり普及してきておりますし、県やワクチンの予約についても活用されていると聞いているので、そういう面も活用して行って、通訳アプリを備えておいて、もし来られたらそれですぐに対応できるというのも一つの案としていいんじゃないかなとご提案します。
仲会長	他よろしいですか。外国人への支援について。是非ご検討いただければいいかなとおもいます。 次に居住支援についてですけども、こちらも転居支援とか家賃支援とかの必要性についてはいかがでしょうか。駒倉委員いかがですか。

駒倉委員	先ほどご教示いただいた内容で支援していったほうが良いと思います。
仲会長	はい。谷口捜査官どうですか。
谷口（彰敏）委員	転居費用、家賃の支援はしていけたらありがたいと思います。市営住宅や民間住宅も検討できるような制度になれば良いかなと思います。
仲会長	ありがとうございます。田中委員どうですか。
田中委員	私も必要だと思いますし、難しいのはわかるんですけど、被害者の家の鍵を壊されて中に入られた案件があって、移り住むだけじゃなくてその家の原状回復費用も請求されたのがあったので、原状回復費用も転居費用の中に盛り込んでいただけたらなと思います。
仲会長	<p>なるほど。住んでいる家が壊れても全て被害者負担で、被害に遭っているのに費用を負担しないといけないというのがあるんです。事件現場が自宅だった場合、もしくは借りているアパートだった場合、もう怖くてそこに住めないというのもあるんですよね。それで大きな事件だと指紋検査薬等もいっぱい振られて、その原状回復も負担しないといけない。だからハウスクリーニングっていう制度ができて、名古屋市はそれが予算に上がっています。</p> <p>例えば警察で事情聴取された後、自宅にお戻りくださいとなっても戻れないんです。放火されてしまって家が燃えてしまう場合もありますし、強盗に入られて、また入られたらどうしようとか、自宅で性暴力被害に遭う場合もある。そういう場合はすぐに安全を確保しなければいけないので、住む場所にまず困るといことがあります。</p> <p>ですので、まずちゃんと帰れる場所、住むところをいかに確保してあげるかを考えてあげないと、カウンセリングどころの話ではないので。安心安全のなかで居住するというのがまず第一であるので、居住支援というのは必要かなと思います。</p> <p>どうですかセンターとして。</p>
黒宮副会長	必要だと思います。上限などをどうするかですよ。
仲会長	三重県の現状で考えてこの値段なんだろうというふうに思います。東京都もあんまり変わらないんですよ。三重県であつたらこれくらいでいけるのかなという感じがします。公営住宅の老朽化が激しかったりとか、入居するときに車が何台までと制限があつたりとか、ガスコンロや電球も買い揃えないといけないので、実はものすごくお金がかつたりとか、公営住

	<p>宅はバリアフリーではないので、ケガされた方が非常に困ったとか、もしくは2階しか空いていなくて、2階に上がれない方とかいらっしやったり。</p> <p>公営住宅を居住の安定として盛り込んでいるところはあるんですけど、現実的ではないので、最近ではこのような家賃とか転居費用の補助に移ってきているという現状があります。ですので、そういう意味で家賃とか転居費用の補助をしていただくのは現実的かなと思います。</p> <p>居住支援、他によろしいですか。では心のケア、精神的なケアの充実ということで、専門員の配置について、谷口捜査官、どうですか。</p>
谷口（彰敏）委員	はい。専門員を市に常駐させるということではなくて、スポット的なケアという考えでよろしいのではないのでしょうか。必要かと思います。
仲会長	田中先生いかがですか。
田中委員	必要だと思います。
仲会長	駒倉委員いかがですか。
駒倉委員	必要だと思います。
仲会長	<p>これは私が専門なのでお話ししないといけないと思うんですけども、基本的に最初は日常生活の回復というところがまず第一になります。日常生活が回復していないのにカウンセリングをしてもほとんど意味がないので、いかにして日常生活をもとに戻すかというところですよ。</p> <p>事情聴取をしながらカウンセリングを並行して行うこともあるので、そのあたりも考慮しながら、カウンセリングに入りますけれども、やっぱり、心のトラウマのケアが大切になりますから、いかに早期に適切に入れるか。基本的には72時間以内に入るっていうのが国際的なスタンダードなので、3日以内に心のケアや生活支援に入ることが望まれています。なので、専門員の配置っていうのは非常にありがたいです。</p> <p>確かに、県警にも臨床心理士はいますし、センターにも相談員がいますし、必要があれば私も支援に入っていますが、その無料でカウンセリングができる回数は決まっているので、市でカウンセリングを受ける支援を設定していただくと、必要な回数を確保できるので非常にありがたいと思います。よりこは3回無料なんです。亀山市は5回無料という制度設計をしていますけれども、なんで5回なのか、って記者に聞かれましたと。なんで3回なのか、なんで5回なのかというエビデンスはなかなかないんですけども、こういうふうな見立てで3回やります、5回やりますというような、大ざっぱですけど、回数理由はご説明できるかなと思いますので、それについてはまた後日、予算を取る際には必要になってくるかと思いま</p>

	<p>す。</p> <p>宮川委員についても、奥様が非常に大変だったという話もされていまして、心のケアというのが、もう少し早めにできていたらもう少し違ったのかなと思いますし、なので宮川委員や古谷委員が委員として入っていただいているので、是非二人にとって必要だったことが施策の中に盛り込めたらなと思います。</p> <p>南署の谷口委員、心のケアについていかがですか。</p>
谷口（峰生）委員	<p>やはり必要ですね。是非ともしていただかなければ、立ち直って日常生活が送れなくなってしまうのではないかと考えます。</p>
仲会長	<p>他によろしいですか。では次に支援従事者への支援、研修ということで、人材育成なんですけれども、資料1にありますようにワンストップ窓口の充実ですとか、各課、庁内連携ですね。それから他の機関との連携強化、研修等による職員の専門知識の向上。職員というのは津市の職員ですね。</p> <p>これらについてはどう思われますか。田中先生どうですか。</p>
田中委員	<p>もちろん支援、研修等の人材育成は必要だと思います。ただ、どうやってやっていくのかなという。必要なんですけれどもやり方が大事かなというところもありますし、部署によって異動とかもあると、次の方にどう引き継がれていくのか等、研修だけじゃなくそういったところも考えていかなければいけないんじゃないかなと思います。人事異動ってどうしても行政だとあると思うんですけど、被害者の方は今までずっとこの職員さんと喋っていたのに、急に人事異動でいなくなったときにちゃんと引継ぎされているのかとても不安になると思うんです。その引継ぎの仕方とかもちゃんと研修等に織り交ぜてほしいなと思います。</p>
仲会長	<p>そのあたり、部長さんいかがですか。</p>
市民部長	<p>引継について、手続き的には同じ手順でやっていますが個人差があるのも事実です。今のお話を聞いていて思ったのが、1部署だけに偏ってしまうとそういうことになるので、今既に庁内の調整会議を立ち上げて、担当者が集まって、研修なり、情報を共有する場を作ったんですけど、そういう所で、個人だけじゃなく、チームとしての資質を上げていけるような仕組みを作っていきたいなと思っています。</p> <p>それから、家事援助等で行政の窓口と被害者の方とで直接接点ができるので、そういうところでしっかりと手を差し伸べていけるような形にすることが寄り添うということに繋がっていくんじゃないかなと思います。</p> <p>ですので、支援金については他市町と同じような形でさせていただいて、市という立場では今申し上げたところが柱になっていくと思います。なお</p>

仲会長	<p>かつ、外国人の支援は前回もたくさんご意見をいただいたので、津市としての色合いをそういう所を出せたらと思います。</p> <p>どういう研修を行っていくのかなというお話ですが、今、県で出前研修をやってもらっていて、担当の三好さんがこんな事例がありましたとか、こういうふうに連携したらどうですかとかを事細かに研修をしてもらっています。</p> <p>私も松阪市とかへ研修に行っていましたけれども、先ほど部長さんが仰られたような、被害者支援に係る部署の課長が集まって、一つのケースでどのように連携をしますかというようなシミュレーションを实际やりながら研修をしています。そこで初めて、实际被害があったときにどういう連携ができて、何が必要なか初めて知る課長さん達もたくさんみえるんです。ですので、そこで知ることによって、こういう場合はこの部署に行ったらいいとかが段々浸透していったりするんですよ。</p> <p>あとは県の主催の市町担当者会議というのがあって、年に2回ほど、私も講師をさせていただいているんですけど、意識が高まっていっしやるので、5、6年前の雰囲気とは全く違います。非常に活発に議論されていて、各市町の担当者が情報共有しながら、助け合いながら、いろんなことをやってくださっているの、上から目線になってしまいますが、すごく育ってらっしゃる。そんな感じです。</p> <p>そういう意味では研修とかもしていただいたら良いですし、实际の被害者の方、伊勢市は今年、朝日町事件のご遺族を呼んで研修されるので、そういう形で予算を少し取っていただきながら、いろんなケースの研修をしていただいたらいいかなと思います。</p> <p>谷口捜査官どうですか。どんな研修が良いですか。</p>
谷口（彰敏）委員	<p>市の職員が今後その席に誰が座っても、同じような対応ができるよう、上層部だけではなく下の職員や市の職員すべてを対象に進められたらどうでしょうか。</p>
仲会長	<p>駒倉委員どうですか。</p>
駒倉委員	<p>研修もそうですが、現在の支援策について足りているのかというところを随時見直していく必要があると思いますので、研修は当然として、新たな問題提起ができるような機会があれば良いと思いました。</p>
仲会長	<p>そうですね。津市は推進計画とかお作りになる予定はありますか。</p>
市民部長	<p>今のところ計画を作る予定はないです。</p>

仲会長	<p>では見直しはどのような形でやっていかれるのかというのは、県には推進委員会があるので、今年もあるんですけど、進捗状況、目標値をたてて、軌道修正をしていくというようなことをしてるんですけど、他の市町もそこまではやってないんです。ですが必要だろうなと思うんですが、そのあたりは市町では難しいんですかね。</p>
市民部長	<p>うちの場合、他所の市町よりも後発なので、まだそこまでは考えていませんでしたけど、今のご意見を聞くと、作るときだけ熱をもってやって、それから尻すぼみだといかんなと思いました。ただ、計画を作るつもりはなかったので、今後どうしたらよいかはまた考える必要があるかなという認識を持ちました。</p>
仲会長	<p>またご検討いただければ。津南署の谷口委員いかがですか。</p>
谷口（峰生）委員	<p>仰られるとおりで、人材の育成についても可能なかぎりの職員に対して行っていただければ、より市民の方に寄り添えるようになるのではないかなと思います。</p>
仲会長	<p>センターとしてはどうですか、今の話。</p>
黒宮副会長	<p>センターでもベテランの相談員を4名配置しておりますけれども、毎年何回か研修を受けさせて、新しい知識の情報共有というのをさせてもらっています。それは絶対必要なことです。ただ、先ほど部長さんが仰ったように、各課で会議を開いて情報共有をするというのは、非常に大事だと思います。この項目に当てはまるか分かりませんが、ネットワークづくりですね。というのは、各市町には必ず総合窓口というのがあるんですけども、本当に困られた被害者の方が、総合窓口に行っていたらいいんですけども、例えば、家に住めなくなったので市営住宅へ相談したとします。ではその相談で、なんで住めないのか。こういう被害があつて住めないという。ではこの方、犯罪被害に遭われた方ではないのか。となったら総合窓口も案内する。このようなネットワークです。</p> <p>実際今言ったのはとある市でこうやってうまく繋いでいただいて、その方を支援させていただいているというのがあるんです。なので、そういうことをどこへ行っても、この人ちょっと何かあるのかな、総合窓口で相談しよう、繋ごう、となるようなネットワークづくりを是非やっていただきたい。某市では完全な総合相談窓口みたいなのを作りました。それも一つの良い方策かなと思います。</p>
仲会長	<p>他にご意見ございませんか。よろしいですか。</p> <p>今、6項目の支援策について検討していきましたが、これ以外に支援策</p>

ございますか。

では私から、雇用の安定というのをもし支援をしていただければお願いをしたいと思います。例えば、性虐待とかで保護されてる方とかは職業を見つけないと自立できないというようなケースがいくつかあります。そういうときにセンターとしてハローワークと一緒に回ったり、事業者さんを回ったりして、仕事先を見つけるように努力はしているんですけども、なかなかそれが難しい。居住地をどうするか、どうやって通うのか、加害者に会わないようにはどうするのか。それらを全て考えながら検討していかなければいけないという事例もあります。その時にセンターだけではなかなか難しいので、その基礎自治体の窓口にご協力をいただきながら、一緒に考えていくというケースも中にはあるんですね。

なので、雇用の安定という名目で条文化するののかというのはまたご検討いただきたいと思うんですけども、実際の支援として、雇用、どういふふうにして経済的な自立を支えていくのかというのも被害者支援の一つではあるので、もし施策として入れていただければ、できる限りご検討いただきたいと思います。事業者さんに働きかけをしていただくとか、被害に遭われるとお仕事できなくなったりしたりとか、裁判所に行ったり警察の事情聴取だとか病院だとかでお仕事休まれるケースもあります。そのときに、事業者に理解を求めため、二次被害を防ぐための働きかけも必要となってきたりしますので、雇用の安定というのもひとつご検討いただければなと思います。

他になにか、これ以外に具体的な施策はありますか。

先ほど言っていたエビデンスはいつまでに揃えたいですか。

市民部長

次の会議である程度話をさせていただくとしたら、次の会議が7月なので、ひと月以内の間くらいにいただけたらと思います。

仲会長

わかりました。

市民部長

おっしゃったように、エビデンスがないものもあると思うんですけど、それは先生たちのご経験をもってアドバイスをいただけたらなと。

今日の会議を踏まえて、ざっとまとめてもよろしいでしょうか。

資料4の経済的支援については、途中で申し上げたような他市町がやっているようなことはさせていただきたいなと。生活支援のほうですが、いろいろ名前はありますが、ハウスクリーニングも配食サービスも家事援助の一部というように捉えることができます。生活の確保は現状の回復がまずは第一だということで、やはり市の役割としてはこういうことを避けては通れないのかなと思います。ですから何をどの程度になるか分かりませんが、ある程度のサービスを入れていきたいと思っています。

加えてお困り外国人さんを救う施策だとか、先生からお話しありました

	<p>ような雇用の安定にも触れていけるようにしたいなと考えています。次回は皆さまからのエビデンスを踏まえて具体的な条文といますか、資料を準備できたらなと思います。</p>
仲会長	<p>ありがとうございました。これで事項書の3を終了させていただきます。それでは事項書の4について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、事項書4につきまして、今後のスケジュールについてのご案内をさせていただきます。</p> <p>次回は7月頃に第4回津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会を開催させていただきたいと考えております。今回の内容を踏まえまして、条例と支援施策について整理を行いながら、報告書の作成に向けて案としてご提示し、委員の皆さまのご審議をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、次回の開催日につきましては、後日、改めてご連絡させていただきますので併せてよろしくをお願いいたします。以上でございます。</p>
仲会長	<p>事務局からの説明についてなにかご意見とかご質問はございませんか。</p> <p>それでは、ご意見、ご質問がないようですので以上で議事を終了させていただきたいと思えます。皆さまありがとうございました。これを持ちまして第3回津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会を閉会いたします。委員の皆さまにおかれましては厳格な議事進行にご協力いただき誠にありがとうございました。それでは事務局にお返しいたします。</p>
事務局	<p>皆さま本当にありがとうございました。大変お忙しいなか、またコロナ禍という状況の中でお集まりいただき、ご審議、そしていろんな貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。以上を持ちまして、第3回津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会を終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。</p>